

平成28年度大学教育再生戦略推進費

**成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成
(enPiT)**

公募要領

**平成28年4月
文部科学省**

平成 28 年度 大学教育再生戦略推進費¹

成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）

公募要領

1. 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）（以下「本プログラム」という。）の背景・目的・公募の概要

世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 27 年 6 月閣議決定）、日本再興戦略改訂 2015（平成 27 年 6 月閣議決定）、サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月閣議決定）等の各種の政府提言において、高等教育段階の情報系の人材育成については、実践力の強化、産業界と教育現場との連携強化、実践の中での技術の習得、ハイブリット型人材の育成、継続性をもって IT 人材を育成していく環境整備、実践教育ネットワークの推進等が求められています。

本プログラムは、情報技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材の育成機能を強化するため、产学研協働の実践教育ネットワークを形成し、課題解決型学習（PBL）等の実践的な教育を推進し広く全国に普及させることを目的としています。

別途、文部科学省が選定する本プログラムの運営拠点と密な連携のもと、学部² 3～4 年生の学生を主な対象として产学研連携の実践的な教育を行い、また教員に対する FD 活動を推進することで、実践的な教育を全国に普及させる取組を支援します。

今回、以下の 4 つの分野（※）について人材育成を行う取組を公募します（1 分野 1 件、計 4 件採択予定）。各分野において実践教育ネットワークの形成を行うため、複数の大学連携による共同申請とし、単独での申請はできません。申請にあたり、当該分野の人材育成の中核を担う大学は「中核拠点」とし申請代表校となってください。申請には、中核拠点とともに主体的に実践教育を実施・推進する複数の「連携校」の学長の了解を得ていることが必要です。申請時点で連携校の学長の了解を得ていない場合は、申請をすることはできません。また、連携する企業等についても、選定後の協力について、理解を得ていることが必要になります。

（※）ビッグデータ・AI 分野、セキュリティ分野、組込みシステム分野、ビジネスシステムデザイン分野（各分野における育成する人材像は 3 頁に記載）

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、教育再生実行会議や中央教育審議会等において提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、設置形態を超えた競争的環境の下で、世界をリードする教育研究拠点の形成（「博士課程教育リーディングプログラム」、「スーパーグローバル大学等事業」など）や革新的・先導的な教育研究プログラムの開発（「大学教育再生加速プログラム（AP）」、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」など）に関する大学の優れた取組を重点的に支援する補助金。

² ここでいう「学部」には、学校教育法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を含む。

2. 本プログラムについて

(1) 申請対象となる事業

情報技術を高度に活用して、社会の具体的な課題を解決することができる人材の育成機能を強化するため、大学間・産業界と協力体制を構築し、連携する大学とともに広く他大学からの学生も受け入れて、課題解決型学習（PBL）等の実践的な教育を推進する事業を対象とします。

特に、以下に関する事項に留意して取組を実施する事業を対象とします。

① 【大学間・産業界等との連携体制の構築】

本プログラムは产学の教育ネットワークを形成して、情報技術分野における実践教育を推進・普及していくことを目的としているので、形成するネットワークが効果的に機能するよう、代表校（中核拠点）を中心として連携校や産業界等との連携体制が構築されていること。

② 【学部段階での効果的な実践教育】

ネットワークを形成する大学及び企業等が緊密な連携体制を構築し、中核拠点・連携校に加え広く他大学（参加校）からの学生も含め、学部3～4年の学生を主な対象として実践教育を行うこと。また、実践教育の実施方法及び手段が当該分野の育成する人材像をふまえた効果的なものとなっていること。また、学部学生に対して効果的な実践教育を行っていくための工夫がなされていること。

＜育成する人材像＞

◆ ビッグデータ・AI分野

ビッグデータ処理技術、人工知能技術、クラウド技術などを用いて、新しいビジネスや価値を創出するといった社会の具体的な課題を解決できる人材

◆ セキュリティ分野

ネットワーク、モバイルの進化や高度化する情報セキュリティの脅威を理解し、リスクマネジメントに必要な知識、基本的技術、実践力を備えた人材

◆ 組込みシステム分野

組込みシステムなどの情報システムの基盤技術を有し、新たな価値を持つシステムを構築できる人材

◆ ビジネスシステムデザイン分野

ICT及びIoTの先進要素技術を理解しこれらを適用して顧客の要求を満たすソリューションを開発する能力とともに、将来的にビジネスイノベーションを創出し得る人材

③ 【具体的な教育課程の構想】

実施する教育についてのシラバスの案やプログラム・カリキュラムのデザイン・構築についての案、どのように学部教育のカリキュラムの中に組み込んでいく予定なのか、などの具体的な構想があること。

④ 【大学間・産業界等との明確な役割分担、協力体制】

実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、実践教

育の実施に必要な各種の協力について、連携する大学及び企業等の間で明確なコミットメントを得ているとともに、役割分担や協力内容が明らかにされていること。また、連携する企業については、情報サービス企業のみならず、情報技術を利活用する企業等、幅広い関係企業を含むこと。

※ 補助金の交付対象は大学等ですので、連携企業等に補助金を交付することはできません。

⑤ 【適切な規模での人材育成計画】

代表校（中核拠点）や連携校を超えた、適切な規模の相当数の学生に対して実践教育を行う実現可能性の高い計画となっていること。また、そのための仕組みを構築していること。

⑥ 【実践教育を行う人材育成機能の強化】

実践教育を広く全国に普及させるため、代表校（中核拠点）や連携校の教員はもとより、それ以外の大学の教員も対象とした実践教育に関するファカルティ・ディベロップメント（F D）を推進し、組織的にPBL等の実践教育を実施できる教員の養成を図る計画となっていること。

⑦ 【意欲的かつ実現可能性の高い目標設定】

定量的な複数の明確な指標をもちいて、事業実施期間中の年度ごとに意欲的でかつ実現可能性が高い達成目標（アウトプットとアウトカム）を設定すること。（必要に応じて、定性的な指標の使用も可とする。）

⑧ 【内部・外部評価体制の構築】

具体的な教育効果の検証を行うための明確な成果指標を設定し、自己点検評価を徹底するとともに、活動状況を客観的に検証・評価するために、関係大学以外の大学や産業界等の有識者などの第三者からの検証・評価を実施する仕組みを構築していること。

⑨ 【運営拠点や他分野との連携】

文部科学省が別途選定する本プログラムの運営拠点が示す事業計画を踏まえた申請となっていること。運営拠点や他分野との協力関係を構築し、本プログラム一体としてネットワーク形成・人材育成を推進する意欲的な内容となっていること。

⑩ 【補助期間終了後の継続的な事業実施】

形成したネットワークについて、支援期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行う計画となっており、そのための具体的な工夫が計画されていること。

（2）指標の設定

（1）⑦でも記述しましたが、具体的な事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施（達成）時期を必ず設定してください。

また採択後、運営拠点及び他分野とも協議の上、本プログラム全体としてのアウトプット・アウトカムの設定を求める予定です。

(3) 選定件数

選定件数は、各分野1件（計4件）

(4) 補助期間

- 最大5年間（国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません）。
- 申請書に基づき取組が展開されているか、状況調査を行うことがあります。
- （1）⑨でも記述しましたが、選定された大学は、補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は継続的に取組を実施できる計画を策定してください。

(5) 事業規模

- 補助金基準額：80,000千円（初年度・年間）
- ※ 補助金基準額は、補助金額の上限であり直接経費と間接経費の総額です。
- ※ 本プログラム選定のための審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ※ 実施する事業計画の規模や費用対効果等を勘案して、必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査対象であることから、明らかに過大、不必要的経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ※ 公募にあたり、文部科学省の方で補助事業上限額（総事業費の上限）を設定することはいたしません。総事業費に占める補助対象経費の総額が補助金基準額を超える場合、その差額は自己収入等の財源により各大学が負担することとなります。（総事業費に占める補助対象経費の総額が補助金基準額を超える場合であっても、交付内定額を調整率によって調整することはいたしません。）
- ※ 次年度以降の補助金基準額は、予算の範囲内で決定します。
- ※ 選定された大学は、補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は継続的に事業が実施できる計画を策定してください。補助期間終了後も事業を継続的に実施していくため、本プログラムの予算額については補助期間最終年度の前年に当初予算額の2/3に、最終年度に当初予算額の1/3に遞減させることも検討しているため、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等をご検討の上、それに伴い発生する総事業費と補助金額の差額は、自己収入などの財源により各大学が負担してください。また、前述の補助期間中の予算額の遞減の検討に関わらず、各年度の補助金額は、当該年度の全体予算額を踏まえ、取組の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

3. プログラムへの申請

(1) 申請件数

- 一つの大学が申請代表校として申請できる件数は1件とします。よって、一つの大学が、複数の分野の中核拠点になること（申請すること）はできません。
- なお、学部を持たない大学院大学が申請代表校として申請することはできません。（ただし、連携校として共同申請者となることは妨げません。）

(2) 申請者等

① 対象機関

国公私立大学³を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。また、国内の大学等が複数参加して実施する取組の場合には、主となる1つの大学が代表して申請することとします。

事業者には、『研究拠点形成等補助金（成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成）』を交付します。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外（学部、学部の学科、研究科、研究科の専攻等）の単位で申請することはできません。

④ 事業責任者

大学において事業の実現を担う者で、事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ者として、「事業責任者」を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(3) 申請資格

以下のいずれか該当する大学は、本プログラムに申請できません。

（組織運営関係）

i) 学生募集停止中の大学

ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学

iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分*	学士課程全体
収容定員 充足率	70%

iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学

v) 平成27年度に実施した再推費の事後評価の結果において、「事業目的が達成できなかった」と評価された大学（対象プログラムは別添1のとおり。）

vi) 申請時点において、再推費のプログラムの中間評価で、「中止が必要」と評価された大学（対象プログラムは別添1のとおり。）

³ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第3号の要件を満たしていない大学又は第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学

(4) 申請要件

本プログラムの申請を希望する大学は、以下の内容を、申請時において達成しているか、中間評価実施年度末（平成30年度末）までに全学（i～viについて）は大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。）において確実に達成することが申請の要件となります。

なお、本プログラムに選定され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

(教育改革関係)

- i) 大学において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）が策定されていること。また、その内容がホームページ等で公表されているとともに、各学部（学科）等のカリキュラム編成等に反映されていること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) キャップ制の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（キャップ制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。
- iv) 学部で教育を行う全専任教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのFDが実施されていること（各年度中に全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
- v) GPA制度などの客観的な評価基準を導入し、個別の学修指導に活用していること。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記 等）を遵守していること。

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

(5) 申請書の作成

本プログラムにおける大学の取組、本プログラムに関する分かりやすい達成目標、養成する人材像に基づくアウトプット及びアウトカムに関する達成目標を具体的に記載して申請してください。その際、当該補助金による取組だけでなく、

大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育改革を断行し、その質的転換を図るための総合的かつ長期的な事業計画を策定してください。

4. 選定方法等

(1) 審査手順

本プログラムの選定のための審査は、「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)事業委員会」（以下「委員会」という。）において行い、それをもとに、文部科学省において選定大学を決定します。具体的な審査方法等については、「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)審査要項」を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は、おおむね7～8月頃に行われる予定であり、面接対象となった大学については、別途委員会よりその旨を連絡します。申請書等の内容について責任を持って対応できるよう、事業責任者等においては、面接に対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は8～9月頃に行う予定です。

(2) 委員会による意見

選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

5. 事業の実施

(1) 申請した事業は全学の教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立するとともに、学長は事業全体に責任を持つとともに、事業を実施するに当たり、全学的な普及及び成果の活用に努めるものとします。

(2) 選定された大学は、事業の実施に当たっては、4.(2)に記載した委員会による事業の改善のための意見等を踏まえて実施するよう留意してください。下記(6)に記載する事業の評価等においては、当該意見等への対応状況も評価の対象となります。

(3) 選定された大学は、事業の実施状況について独自の評価を行うに当たり、評価指標の適切性や達成状況などの事業の進捗状況を把握するため、外部評価の仕組みを構築するなど、補助期間中及び補助期間終了後の体制を整備していただきます。

(4) 上記(3)の他、選定された大学は毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。なお、提出された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学

省は事業責任者に対し、改善を求ることとします。

(5) 選定された事業計画において示した取組事項のうち、当該補助金の充当が適當と考える事項に対して、『研究拠点形成等補助金（成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成）』により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。

選定された事業計画が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金等、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本プログラムの事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本プログラムに申請する事業計画及び資金計画「補助期間における各経費の明細」を作成してください。

本プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添2に示すものとします。

(6) 事業の評価等

毎年度ごとのフォローアップ活動（後述の「中間評価」実施年度は除く。）に加え、平成30年度に中間評価、補助期間終了後（補助期間開始から6年目の平成33年度）に事後評価を実施する予定です。これらのフォローアップ活動及び中間評価の結果は、翌年度の補助金の配分に勘案されるとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。これらの評価等については、委員会で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。

なお、中間評価又は事後評価の最新の結果は、評価年度の次年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定時の評価対象とします。

6. 成果の発信・普及

本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表していただきます。事業計画の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出方法

(1) 申請書等

別添「平成28年度「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)」申請書の作成に当たって」に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

(2) 提出方法（記載例）

申請書等を、平成28年5月27日（金）～31日（火）の期間内に郵送してください（持ち込みは認めません）。封筒に「enPiT〇〇分野 申請書等在中」と朱書き

の上、配達が証明できる方法（小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】

文部科学省高等教育局専門教育課 情報教育推進係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
03-5253-4111（内線2992）

（3）留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った事業責任者について、一定期間、再推費で実施するプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようしてください。
- ④ 選定された事業計画については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 事業計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省WEBサイト(http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)を御覧ください。

8. その他

（1）補助金の執行に関する留意事項

選定され補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことについて留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の

全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存することに注意してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従つて、その効率的運用を図るようにしてください。

③ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

（2）学生等の安全確保

本プログラム選定後、事業計画の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

（3）補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「大学改革推進等補助金交付要綱」（平成17年4月1日文部科学大臣決定）等に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

①②の内容については、新たに公募するプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

（4）事業の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学等については、事業の概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることができます。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします（プログラムの補助期間や目的に応じて年限は適宜設定）。加えて、運営拠点との連携のもと、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における情報技術人材育成を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育における実践的な教育の推進など積極的に取り組んでいただくこととします。

(5) その他

本プログラムの公募は、平成28年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

9. 問合せ先等

(1) 問合せ先

文部科学省高等教育局専門教育課 情報教育推進係
03-5253-4111（内線2992）

(2) スケジュール

公募説明会	平成28年4月14日（木）14:00～15:30 (場所：文部科学省第2講堂【旧文部省庁舎6階】)
公募締切	平成28年5月27日（金）～31日（火）
面接審査	平成28年7～8月頃
選定結果通知	平成28年8～9月頃
交付内定	平成28年9月頃（予定） (事業開始)

○事後評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

事業名	評価実施年度	申請できない期限
産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（平成24年度採択）	平成27年度	平成28年度

○中間評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

事業名	評価実施年度	申請できない期限
大学間連携共同教育推進事業	平成26年度	平成28年度
基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成	平成26年度	平成28年度
がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン	平成26年度	平成28年度
大学の世界展開力強化事業（平成24年度採択 ASEAN諸国等との大学間交流形成支援）	平成26年度	平成28年度
大学の世界展開力強化事業（平成25年度採択 海外との戦略的高等教育連携支援（東南アジア教育大臣機構））	平成27年度	平成29年度
経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援	平成26年度	平成28年度
成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）（平成24年度採択）	平成26年度	平成28年度
博士課程教育リーディングプログラム（平成23年度採択）	平成26年度	平成29年度
博士課程教育リーディングプログラム（平成24年度採択）	平成27年度	平成30年度

(参考)

今後、中間評価の実施が予定されている以下のプログラムにおいて、「中止することが必要」と評価された大学については、平成29年度以降、新たに公募する再推費のプログラムに申請できない期限を設けます。

- ・ 博士課程教育リーディングプログラム（平成25年度採択）
- ・ スーパーグローバル大学創成支援
- ・ 大学の世界展開力強化事業（平成26年度採択 ロシア、インド等との大学間交流形成支援、平成27年度採択 中南米等との大学間交流形成支援、平成28年度採択 アジア諸国等との大学間交流の枠組強化）
- ・ 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）（平成28年度採択）
- ・ 大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」
- ・ 地（知）の拠点整備事業
- ・ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業
- ・ 課題解決型高度医療人材養成プログラム
- ・ 未来医療研究人材養成拠点形成事業

経費の使途可能範囲

本プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費（直接経費）は以下のとおりです。本プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意してください。また、申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしたがって適切に管理してください。

なお、直接経費の1割を上限に間接経費として支出が可能です。補助金基準額（補助金額の上限（直接経費と間接経費の合計））は、80,000千円となります。

【物品費】

① 「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用できません。

※設備備品費は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

② 「消耗品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

① 「人件費」

本補助事業を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター（事業目的に応じて記載）等の人件費が挙げられます。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

② 「謝金」

本補助事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本人学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

本補助事業を遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

本補助事業を遂行するために直接必要な外注[※]にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

本補助事業を遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

本補助事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

本補助事業を遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、本補助事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費^{※1}等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。

※1 を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50パーセントを超えないでください。